

【 会 議 録 （ 概 要 ） 】

実施日時： 平成 31 年（2019 年）2 月 19 日（火） 午前 1 時 30 分～午後 3 時 10 分

会議名	越谷市行政経営審議会 平成30年度第3回会議	実施場所	越谷市役所 本庁舎5階 第1委員会室
件名/議題	【平成 30 年度第 3 回会議】 1 開会 2 議事 (1) 諮問事項「使用料等のあり方に関する基本方針の改定案」について 3 その他 4 閉会		会議資料： (■有 □無)
出席者等	出席委員 安嶋委員、宇田委員、延与委員、延寿寺委員、大野委員、大谷委員、小室委員 田中（茂）委員、田中（由）委員、手塚委員、戸張委員、 欠席委員 浅井委員、栗田委員、坂本委員、横家委員 事務局 利根川行財政部長、高橋行財政部副部長、大熊行政管理課長 行政管理課：中山主幹、相田主幹 傍聴人 なし		

●主な意見等

【平成 30 年度第 3 回会議】

1 諮問事項「使用料等のあり方に関する基本方針の改定案」について

(ア) 受益者負担割合を定めるマトリックス図における区分の考え方が変更となったことについて

- ・ マトリックス図の、第Ⅰ類、第Ⅱ類、第Ⅲ類、第Ⅳ類の区分の配置は時計回りのほうがわかりやすいのではないかと。
- ・ 現行のマトリックスは別に悪いとは思わないが、長く経ってきたら少し変えようということについて、多くの自治体が採用しているのであれば賛成する。

整備の必須度と受益者の特定度という判断軸が、今までの視点よりも少し明確度を増したため、この2つの判断軸で区分することに問題はない。

(イ) 最低負担率が0%から25%になったことについて

- ・ 補助金等で別途受益があれば、それもきちんと勘案していただくこと。
- ・ 手数料等について、近隣自治体との比較考慮を厳密に行っていただきたい。

受益者負担率を最低25%以上ということについて了承

(ウ) 具体的な各施設の負担率について

- ・ 基本的には、今の使用料は下げないほうがいいのか。
- ・ 税制の問題と絡んでくるため、スポーツ施設に限らずどの施設でも、割高感があるのは困るが、割高感のないのは無理して下げるとする必要は全くないのではないかと。
- ・ 理屈上、負担率が下がる可能性はあるが、実質的に下がるかどうかはそのときの判断となることから、きちんと市の体制等も勘案しながら、割安感が出ないように、実際の価額を決めてほしい。
- ・ 受益者負担率0%にしたなら、行政が立ち行かなくなるので、0%というのは、少しでも減らし

て、多少なりとも受益者負担というものは強く認識していただいてほしい。

- ・ 21世紀後半に入っていくこれからは、受益者負担というのはどうしても避けられないし、なるべく、やや高くなるような金額を設定できるような、受益者負担率0%はないというのを取りまとめていただきたい。
- ・ 市内のイベント等で主催者から電気・ガス・水道などの使用料の徴収は行えているのか、徴収漏れなどがあるのではないかな。
- ・ せっかく受益者負担割合で25%とか100%にしても、近隣自治体との比較考慮を行うことで、最終的に数字は最後に決めた人の判断となるところが非常に違和感を覚える。
- ・ 使用料の算定に当たって、稼働率という概念が入っていない考え方が違うのではないかな。
- ・ 近隣自治体の数値と似たりよったりという現象が起きると思うが、逆に高過ぎても、越谷はいろんな使用料も手数料も高いという情報が流れてしまったら、大きな問題になるのではないかな。
- ・ 市民が利用しやすくといっても、受益者負担がゼロはあり得ない。近隣自治体との調整、越谷市の施設と近隣自治体と全く同じでいいということではないし、越谷なりの使用料の設定をしていったらいいのではないかな。
- ・ 受益者負担率が極端に上がってしまう施設がある。それが基準だからそこまで上げるというのではなく、その辺は市民感情などきちんと勘案しながら進めていったらいいのではないかな。
- ・ 改定案が施行されたときに、近隣自治体との調整によってプラス・マイナス・ゼロじゃなくて、市としてややプラス、心持ちプラスになるように、最終的に決めていっていただきたい。
- ・ 各施設所管課がそれぞれ設置管理条例で使用料を決めていくと、トータルとしてどうなるかというのは任せるとわからない部分がありますので、その辺全体を見ながら決めていってほしい。
- ・ 実際は市民だけじゃなくて、市民以外の方も結構多いと思います。この割合も少し加味していただけるといい。

<まとめ>

原理原則論、ガイドラインとしての設定なので、実際の使用料を決めるときには多少の変動は想定されることから、附帯意見等で何がしかの押さえを検討する。

(エ) そのほかの意見

複数の資料を交互に目を通すのは非常に煩わしいので、できれば少し分厚くなってもいいから、1冊にまとめてもらえないかな

2 その他

【次回会議】

平成31年3月25日（月）10：00～予定

平成31年（2019年）2月19日

越谷市行政経営審議会 平成30年度第3回会議

次 第

1 議事

諮問事項「使用料等のあり方に関する基本方針の改定案」について

2 その他

○行政管理課主幹 ただ今から平成30年度第3回越谷市行政経営審議会を始めさせていただきます。

○議長 本日の審議会は、諮問されました「使用料等のあり方に関する基本方針」の改定案の審議になります。活発なご意見をいただければと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○行政管理課主幹 いらっしゃいません。

○議長 それでは、早速議事に入ります。

諮問事項の「使用料等のあり方に関する基本方針」の改定案に対してどう答えるか、本日を含めまして3回程度の審議を経て答申したいと考えております。

これまでのように市に向かって意見、提言等をいただくことも結構ですが、最終的には文書として整えた答申書の形で市にお渡しすることになります。したがって、委員の皆さん方から質問というよりはご意見をいただくような形でディスカッションができればと思っております。

市の考えであるとか、事実関係を問いただしていただくのは一向に構いませんが、最終的には皆さんの意見が必要になりますので、ご意見をいただくということをお願いしたいと思います。

前回、事務局から改定に至った理由と案の内容について説明いただいております。その中で、特に重要なのが2点ございました。一点目が受益者負担の考え方、2点目が減免の考え方でした。この2点について議論を尽くしてほしいということですので、まずこの2点から議論を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○議長 ありがとうございます。

それでは、まず先に受益者負担の考え方から意見交換を進めてまいります。

諮問に係る資料1の3ページから6ページと**諮問に係る資料2**の8ページから10ページ、更に**諮問に係る資料3**の1ページ後段から4ページにかけてがそれぞれ該当する箇所になっております。

前回説明を受けておりますが、前回出席できなかった委員さんもおられましたので、

改めて事務局からご説明をお願いします。

○行政管理課長 それでは、説明をさせていただきます。

「**諮問に係る資料1**」は、平成17年に定めたもので、これを基本的な方針として運用しています。この基本方針も、当時の行政経営審議会に諮問・答申をいただきました。

それから13年経過しまして、内容の一部において今日的な社会経済状況に照らしみると、必ずしも整合性が確保されていない部分があることから、今回、全面的な改定を行いたく諮問させていただくものです。

改定に至りました理由ですが、1ページの、現状と課題の欄の上から12行目のほぼ中ほどに、「・・・特に下水道使用料にあつては、料金設定後、一度も抜本的な見直しが行われたことがなく・・・」という表現があります。

この文章は、当時、使用料の見直し作業が全庁的に遅れているという実情と、公共下水道使用料が昭和58年の供用開始以降、料金改定を行われていなかったことを引き合いに出すことで、使用料等の見直し作業を進めるよう庁内喚起したものです。

その後、下水道使用料は現在に至るまで3度にわたり改定が行われたことで、下水道使用料を一度も見直ししていないという記述が現状に合致しなくなったこと。

3ページの受益者負担の考え方について、人口減少や少子・高齢化といった社会経済状況の変化、あるいは財政事情を踏まえなければならないこと。

5ページ下の、各施設の受益者負担を決定する際に用いるマトリックス図の、区分の「**I-2**」の公費負担51%以上、「**III-2**」の受益者負担51%以上について、平成27年度の包括外部監査で、より細かな負担率の設定が望まれる”との指摘をいただいたこと。

10ページから11ページの減免のあり方については、受益者負担の原理原則の面から運用の一層の公平性と適正化を求めなければならないこと。

これらのことを踏まえて、今回、全面的な見直しに至りました。

続いて、受益者負担の考え方についてご説明をさせていただきます。

「**諮問に係る資料2**」の2ページ上の四角で囲ってある箇所は、改定後の使用料等に対するの基本方針の総論的な考え方を示したものです。

8ページは、各論としての受益者負担の考え方を示しており、公共下水道の受益者負担金制度を例示しております。

次に、「**諮問に係る資料3**」の3ページの上が現行のマトリックス図で、下が改定案のマトリックス図です。

上のマトリックス図は見た目は十文字形ですが、X型と呼ばれるもので、これをよりわかりやすくするため、下の改定案のL字形に変更させていただきます。このL字形は、横浜市や船橋市、岐阜市などでも採用しています。

このマトリックス図の受益者負担率を分類するための判断軸ですが、2ページ中ほどに記しています現行の縦軸の、非市場的吗市場的吗という判断を、改定案では整備の必須度の高・低に、現行の横軸の選択的吗基礎的吗という判断を、改定案では受益者の特定度の高・低にそれぞれ変更します。その理由ですが、**諮問に係る資料1**の3ページ中ほどに(1)のサービスの分類の項で、現行の判断軸の捉え方を示してしております。

現行の判断軸の横軸ですが、**基礎的サービス**とは、“日常生活においてほとんどの人に必要とされるサービス”と説明していますが、何をもってほとんどの人に必要とされるサービスと言えるか明確ではないことと、基礎的サービスの範囲も定かではないということもあって、全体的に少しわかりにくい感がありました。

選択的サービスとは、“生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定の者に利益を提供するサービス”と説明していますが、“より快適で潤いのあるもの”とは主観によるもので、基準も不明確であるとともに、行政が市民の余暇をより快適で潤いを持たせるサービスを提供する必要があるのかという疑問もあるところです。

これらのことから、現行の横軸の**基礎的**、**選択的**というのは、本質としては、当該財・サービスの受益者が不特定多数の方に及ぶのか、受益者が特定の人に留まるのかという問いに置き換えられるもので、よりわかりやすい表現とするために、**受益者の特定度の高・低**という表現に改めさせていただきました。

次に、縦軸ですが、**市場的サービス**とは、“民間でも供給がされており、行政と民間が競合するサービス”としていますが、競合になるかならないかというのは、一定の競争力の結果として市場が決めることでありまして、単に類似の施設が官と民に存在するからということではないと考えており、**整備の必須度の高・低**という表現に改めさせていただきました。公共施設は必要であるから整備するわけですが、その度合いや程度で判断するというのが整備の必須度の意味です。

続いて、5ページの現行のマトリックス図は、施設を性質ごとに6つに分類し、受益者負担率は、**I-2**が49%以下、**III-1**が100%、**III-2**が51%以上、**II**と**IV**が50%です。

これは、受益者負担率が50%、51%以上、49%以下に集約されます。このうち、49%以下と51%以上については、下限と上限がないことから、平成27年度の包括外部監査で、負担率の裁量の幅が広過ぎて、より細かくする必要である旨の指摘を受け

ています。

次に、**諮問に係る資料3**の3ページの下の改定案のマトリックス図では、受益者負担率を4分類としました。

受益者負担率は、**第Ⅰ類**が75%以上100%以下、**第Ⅱ類**が25%以上50%未満、**第Ⅲ類**と**第Ⅳ類**が50%以上75%未満です。これにより、改定後は最低でも25%の受益者負担を求めることとなります。25%にした根拠ですが、受益者負担率は自治体によって様々で、統一的な基準がない中において、最低負担率を25%としている、戸田市、久喜市、中核市の柏市等の他市の状況を参考にしました。

最低負担率25%は、あくまでも基本方針ですので、条例で使用料が無料となっている障害者福祉センターのこぼと館、児童館、科学技術体験センターミラクル、老人福祉センターについて、直ちに有料化を求めるものではありませんで、この基本方針に基づいて、各施設の所管課で検討し運用することとなります。

次に、どのような場合にそれぞれの判断軸について高い・低いと判断するのかを、**諮問に係る資料2**の9ページに例示しています。

まず、**整備の必須度**の判断ですが、その施設の整備が義務または義務的なものや、施設を整備することの公益性が高いものなどについては、整備の必須度が比較的高いという判断をします。逆に、義務色が薄いもの、行政の守備範囲としては低いと考えられる場合に、整備の必須度は比較的低いと判断します。

続いて横軸の**受益者の特定度**の判断ですが、施設の用途等から利用者が特定されるかどうかを判断基準とします。

このような要件の例示を参考にして、市内の30の公共施設について整理したものが、**諮問に係る資料3**の4ページのマトリックス図で、現行と改定案の受益者負担率を比較して見ていただくために重ね合わせたものです。全部で30施設を分類しました。

黒字に白抜きで書かれているものが現行の受益者負担割合、白地に黒字の文字が改定案です。これにより、30施設の受益者負担率がどう上下するかを表したものが、**諮問に係る参考資料1**です。

受益者負担が上がる施設は、たとえば能楽堂が現行50%が75%以上100%以下になります。

スポーツ施設は、現行の基本方針では受益者負担率を50%と100%の2つに区分していますが、スポーツ施設毎に受益者負担率を分ける根拠が薄いという判断から、一律75%以上100%以下とします。

受益者負担率が下がる施設は、地区センター・公民館や市民活動支援センターが、現

行の50%を25%以上50%以下としております。その理由は、地区センター・公民館、市民活動支援センター等は、市民の自治活動、あるいは地域コミュニティーの維持・醸成等に欠くことができない公共性や公益性の高い施設であること、更に受益者の特定度も低いと考えられることから、**第Ⅱ類**に分類しました。

なお、今回、30施設を取り上げましたが、新規施設は、この分類から類推をすることになります。

○議長 ありがとうございます。

今の説明で、おおむねご理解されたかと思いますが、今回の議論のポイントを大きく分けると3つになると思います。1点目は、区分の考え方が現行の選択的、基礎的、あるいは市場的、非市場的から、整備の必要度と受益者の特定度に区分の仕方が変わったこと。

2点目は、最低負担率が0%から25%になったこと。

3点目は、個別論になりますが、各施設の負担率かなと考えております。

最初に区分の考え方について、次に最低負担率、全体を通した負担率、各施設の負担率、区分の分け方、最後にそれ以外ということで意見をいただこうかと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○議長 ありがとうございます。

それでは、まず**整備の必須度**と**受益者の特定度**に改められるということですが、この考え方についてご意見はございますか。

○委員 **諮問に係る資料3**の3ページに関連する話と**諮問に係る参考資料1**の分類ですが、けれども、これは最終的には公表することになるわけですか。そのときに、例えば3ページの**第Ⅰ類**、**第Ⅱ類**、**第Ⅲ類**、**第Ⅳ類**の並び方が、クロスしているように分けたのにはどんな理由があるのか教えていただきたい。

○議長 並び方を見ると例えば時計回りとか、あるいは受益者負担率とかいう形でなくて、どうしてこの順番になっているかお願いできますか。

○行政管理課長 マトリックス図の、**第Ⅰ類**、**第Ⅱ類**、**第Ⅲ類**、**第Ⅳ類**を時計回りでな

いのはなぜか、時計回りのほうがわかりやすいのではないかということについてですが、判断軸である縦軸と横軸の高・低の配置の関係から、最も受益者負担が高い施設を左下に配置して、これを「第Ⅰ類」としたことから、これに対比する、最も受益者負担が低い施設が右上にきて「第Ⅱ類」としたものです。

時計回りのほうがよりわかりやすいということであれば、施設の振り分けを損なうものではありませんので、その辺は対応させていただければと考えております。

○委員 私は、こういうマトリックスとか、セグメント（区分）をどうするかというのは、例えば経営的な手法でいうと、10年たったら一回変えてみたいとか、行政専門の学者が変えなきゃいかんかなということに変えるようなものであって、現行のマトリックスは別に悪いとは思いません。非常に見やすく、理解しやすく、これもまたこれでいいのではないのでしょうか。しかし、長く経ってきたら少し変えようということでもL字形にしたわけですね。多くの自治体が採用しているのであれば賛成します。

○議長 ありがとうございます。

確かに委員のおっしゃるのもわからないではないですね。並びとして違和感は残りますが、マトリックス単体で見れば違和感は残らないかもしれませんし、区分だと割り切ってしまうといいというお話もあります。文言調整の意見が最終的に出てくると思いますが、その区分がどうしても見づらいということであれば最後にご意見をいただいて、現段階では「整備の必須度」と「受益者の特定度」という判断軸が今までの視点よりも少し明確度を増したというようなことで、この2つの観点から4つに区切るというやり方でもよろしいということで、皆さんよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○議長 ありがとうございます。

次に受益者負担率ですが、今までに比べて、負担率を25%以上50%未満、50%以上75%未満、75%以上100%以下としたわけですが、最低負担率が今までは0%というのも理屈上はあり得たのですが、最低でも25%にすると説明がありました。これは受益者負担を見る上では、かなり大きな部分かとは思いますが、前回の諮問のとき（現行方針）の話を伺いますと、受益者負担を求める前に、まずは行政の中でできることはしようと、改革をしていこうというお話があったと伺っております。それから何年も経ちまして、ある程度行革が進んだという認識ですが、本来負担していただくべ

きところは負担していただくということで、0%ではなくて最低25%は負担していただくということになったと、過去の経緯を見て認識しております。

ただ、最低でも25%は負担するということについてはいかがですか。

〔「いいです」という声あり〕

○議長 よろしいですか。ほかの委員の方どうでしょう。

○委員 現行0%の義務教育施設だとか図書館というのが、0%から25%になるということですか。

○議長 事務局のほうでお願いします。

○行政管理課長 現行の基本方針のI-1の0%対象の道路、公園、義務教育施設、図書館等については、法令で受益者負担を求めることができないとされております。受益者負担を求めることが可能な施設等を対象に最低25%ということです。

○議長 障害福祉施設や老人福祉センター、男女共同参画支援センターの受益者負担率は、現行49%以下なので理屈上は0%まであり得るという認識になります。それが今回は、25%未満というものは一切無くなるので、理屈上も0%はなくなるということでしょうか。

○行政管理課長 改定案では、受益者負担率が0%という施設はなくなります。最低負担率は25%です。

老人福祉センターは、現在、60歳以上の市民については無料ですが、60歳未満の市民は200円の使用料を徴収しております。

障害者福祉施設は無料。男女共同参画支援センターは貸し館の部分のみ使用料を徴収しております。

改定案では、最低負担率25%をストレートに反映するというのではなく、各施設の所管課が様々な要因を勘案して決めることになります。

○議長 そうすると、25%と決めても実際に各施設を設置している各課は、条例に使用料を反映するときに、これはあくまで原則なので、例えば障がい者であるとか、高齢者

であるとか、それぞれの施設の本来の目的に合う人については、25%より低い負担率を設けるということもあり得るという認識でいいですか。

○行政管理課長 **諮問に係る資料2**の11ページの上に使用料等の算出式を記載しております。施設使用料の場合、基本的には使用料原価に受益者負担率を掛けたものをまずは算出した上で近隣自治体と比較考慮することとなります。仮に、ストレートに受益者負担率を掛けたとき、近隣自治体の価額とかけ離れた額になることもあり得ることから、近隣比較考慮という補正をします。

したがって、所管課で合理的な説明がつく限りにおいて、ある程度裁量の余地をもって最終的な使用料を決めるということにしております。この考え方は、現行の基本方針を踏襲しています。

○議長 ありがとうございます。

○委員 私の理解は、原則は25%。ただし、障がい者は25%以下もあり得るということなのか、障がい者でない方は25%だけど、障がい者は例外として0%ということなのか、障がい者でない方も障がい者も0%なのか、どっちですか。

○行政管理課長 障がい者だから原則25%のところを下げるということではなく、最低負担率を25%と言いつつも、各施設の様々な性質、利用者の実態、近隣自治体の水準などから、基本方針に掲げた受益者負担率をそのまま乗じて出した数字が妥当といえないことも考えられます。したがって、障がい者だから下げるということではなくて、各施設の所管課において裁量の余地を認めるということです。

○委員 わかりました。一部例外じゃなくて全体としてということになりますか。

○議長 施設単位ということですね。

25%というのは、あくまでも原則を示すもので、基本的には受益者負担は0%ではなく、何がしかの負担をしていただくことを示すため、今回は25%という下限を示したという認識でよいですか。

そうすると、25%を切ることもあり得るということですが、あくまでもガイドライン上のことで、最低でも25%の受益者負担を示すという点が大きなポイントかなと思

います。これに関してはいかがですか。

○委員　ここで誤った方向で考え方を進めてもらっては困ると思うのは、障がい者は、一定の補助、保護をしていると思います。重複受益につながらないような配慮、検討をいただきたい。

使用料等の計算については、近隣自治体との比較も考慮に入れているということですが、それに加えて、ダブル受益という現象が起きないようにご理解をいただきたい。

保護を受けているのだから、たくさんもらいなさいという意味ではございません。勘違いなさないように。

それと、私、建設業界にいるので、近隣の川口市とか、さいたま市とかに行くのですが、越谷市は、例えば道路台帳（のコピー代）1枚50円、近隣は100円とか200円。建築概要一覧の手数料は200円。川口市では400円です。近隣考慮ということを厳密にやっていただきたい。

○議長　ありがとうございます。

これは、いずれも実際の使用料決定のときに、補助金等で別途受益があれば、それもきちんと勘案していただくこと。それから、近隣自治体との比較は適切に行うことの2点と認識します。

これに関しては、当然、各施設担当課にお伝えください。次回以降は、文言を細かく盛り込むこととなりますので、そこで反映できることがあれば、事務局で入れていただくということをご検討いただければと思います。

戻りまして、受益者負担を最低25%だということを明確に出している市のスタンスに関してはいかがですか。ガイドラインとしてのスタンスですね。よろしいですか。

〔「改定案のとおりでいいのではないですか」という声あり〕

○議長　ありがとうございます。

それでは、受益者負担率を最低25%以上というのは特に意見はないということで進めたいと思います。

それから3点目、これが一番大きいと思いますが、各施設の受益者負担率に関して、身近な施設も有るかと思いますが、活発なご意見をいただければと思いますが、いかがですか。

○委員 基本的には、今の使用料を下げるというのはしないほうがいいのではないかと。例えばテニスコートの受益者負担率が今100%ですが、これがほかの運動施設との兼ね合いで少し下がることになりますか。私自身、テニスはずっとやっていますので、市営のコートも、それから県営（県民健康福祉村）のコート、それから民間のコートも使っています。それで越谷市営コートの値段が割高だということを感じたことがないです。ただ、受益者負担というのはちょっと大きく見ると、税制との関係があります。税金で取るのかということと、受益者負担で取るのか。これ両方あるので非常に難しいです。例えば今、下水道の普及率は越谷市でどれくらいあるのでしょうか、90%くらいになるのでしょうか。かなり高くなっていますよね。そうすると、私が越谷に来た昭和50年は非常に下水道の普及率が低かった。時代が変わっている。そうすると、下水道は全市民のインフラじゃないかと。そしたら極端に言うと、行政サービスとしては、これは無料にしたっていいのではないかとという意見が出ますが、そんなことをしたら途端に越谷市の財政は破綻してしまいます。税制の問題と絡んでくるわけなので、スポーツ施設に限らず何の施設でも、割高感があるのは困るけど、割高感のないのは無理して下げるとい必要は全くないのではないかと。もっと言えば、マーケットとの関係で、マーケットプライスというのは、越谷市営テニスコートの7～8倍から10倍くらいはします。越谷市営のテニスコートは2時間800円ですが、民間のコートは大体3時間で6,000円から8,000円が当たり前です。だから、民間が5,000円なのに越谷市営のテニスコートが8,000円だというなら割高感がありますが、今、割高感がないものについては、税収の問題もあるので、テニスコートにとどまらず、下げる必要はないのではないのでしょうか。それを改正案に盛り込むのか、先ほどの25%だけどゼロもあり得るとい形で運用するのか、必要のないことはやらないほうがいいのではないかとと思います。

〔「賛成です」という声あり〕

○議長 賛成ですというご意見も出ましたが、もともと例えば庭球場、プール・トレーニングジム、駐車場の現行の受益者負担率は100%だったのが、改定案だと75%以上100%以下ということで、今より下がる余地は出てきたということになるわけですね。ただ、それを下げるかどうかというのは、実際に使用料改定が施設所管課で条例をつくる時にどういう可能性があるかということになります。理屈上は下がる可能性はありますが、実質下がるかどうかはそのときの判断ということですので、きちんと市の体制等も勘案しながら、割安感が出ないように、実際の価額を決めていってほしいというご

意見だと思えます。

この辺は、このマトリックス上で幅を決めているため、なかなか対応は難しいかと思えます。例えば100%というところがないと、下がる可能性はどうしてもできてしまいますので、これは何か事務局で補足することはありますか。

○行財政部長

「諮問に係る資料2」の4ページをご覧ください。使用料等の原価の考え方という欄を設けています。この(1)使用料等価格の算定手順とコストの範囲という項がありますが、今、ご議論いただいています受益者負担割合については、原価を求めた後でマトリックスに基づいた受益者負担割合を掛けていただき、その次に近隣自治体との比較で最終的な使用料の案を各施設所管課で決める。その後、条例を改正して、議会の議決をいただくという形になっております。

受益者負担割合は、最低25%ですので、例えば今まで0%だったところは25%をもらいましょうと。その後、近隣や同格の自治体の類似する財・サービスの価額を比較考慮して、例えばテニスコートの使用料等について、当然民間のほうが高くなると思います。近隣自治体との比較考慮をさせていただいた中で、最終的に使用料を決定するといったときに、今、お話があった考察も行っていきたいと考えております。

○議長 答申の際に、附帯意見というのをつけることができると思いますが、例えば今のようなお意見は、ガイドラインとしては、実際の使用料決定の際には、こういうことに留意してほしいというのも含めて附帯意見で入れられるものは入れるという手もあるのではないのでしょうか。

○行政管理課長 附帯意見に入れていただいて結構です。

○議長 わかりました。

○委員 附帯事項は、答申にはぜひ入れてもらいたいと思えます。「諮問に係る資料1」の1ページの10行目に40億円、20億円という数字が書いてありますが、我々は行政サービスを受けているときに、市がかかわっているから極めて安いとまでは言いませんが、ほどほどにこれで納得できるな、割安感というのは当然、市としては考えているわけですから、その割安感を受益者負担率0%にしたなら、行政が立ち行かなくなっちゃうので、

0%というのは、少しでも減らして、多少なりとも受益者負担というものは強く認識していただくように。

世の中は少子化。21世紀後半に入っていくこれからは、受益者負担というのはどうしても避けられないし、なるべく、やや高くなるような金額を設定できるような、受益者負担率0%はないというのを取りまとめていただきたいというのが私の意見です。

それともう一つ、この審議会でいつも思うのですが、複数の資料を交互に目を通すのは非常に煩わしいので、できれば少し分厚くなってもいいから、1冊にまとめてもらえないか。

○議長 ありがとうございます。

資料に関しては、事務局と相談して見やすい形を検討していきたいと思います。

それから、財政への配慮等についても、これまで出ていたほかの意見さんの意見等を含めまして、文言はどうするかは、また皆さんとの相談になると思いますが、附帯意見に入れられるものについては入れていきたいと、そうでないものについては事務的から担当課に伝えていただくということで進めさせていただければと思います。

ほかにご意見がありましたら。

○委員 使用料のチェックができていないものが結構あるのではないのでしょうか。例えば道路のそばにある市のもと思われる越谷駅前のロータリーのところに配電盤が幾つかあります。市役所横のウッドデッキのところにも、身近なところに配電盤が2つあります。その管理というのは行政が今までやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長 配電盤ですか。

○委員 イベントをこの辺でやったときに、全部、電源を使い放題になっています。使用料をきちんと取っていらっしゃるのかどうかを聞きたかったです。それから、公共施設、例えば中央市民会館とか支援センターも、先ほどから出ていますけれども、電気・ガス・水道、この支援センターもそうですし、男女共同参画の施設もそうですが、勝手にその施設に登録している団体さんは、使用料がゼロで使えるものが結構あるようです。その辺のところ、施設の会計報告を見たときにチェックされているのかどうか。使用料を取っているのでしょうか。今までの私の10年近くの体験では、ほとんど取られていないと感じていたので、何かそういう漏れが相当あるのではないのでしょうか。それが

1つ感じています。

○議長 これは、ガイドラインを決めても取り漏れがあるではないかとするご意見ですかね。配電盤だと、市の電気をほかの人たちが使っているということでしょうか。

○委員 とにかく、道路整備とか、駅の周辺とか、土地を貸した場合、駅前でイベントを行った場合に、電気がどんどん使われていると思われま。税金を使って皆さんが受益するということは、私は喜ばしいことだと思いますが、受益者がまた市に納税として還元されないような受益、これは私はちょっと違うかなと思っています。

助成金や補助金など、市民である我々の税金を出すことで、税収として戻ってくるような効果があるのであれば、それは結構かと思います。

○委員 今の委員の発言のように、サービスし過ぎじゃないかなというのが探すとあるのではないかという意見は非常にいいと思いますから、今回、この諮問に当たって、そういうところも吸い上げて、それで次の会議でそれをここに出して、こういうところに入れてもらったほうがいいと思いますね。

○議長 ありがとうございます。

このまま順調に行くと次回は減免の話になりますので、実際にどのような減免をしているのかというのは、次回のテーマとかなり通じる話かと思います。取り漏れの話も含めて、次回、事務局で出せる範囲で資料を出していただいて、あるいはご説明いただいて、議論の俎上にのせられればと思いますが、そちらでよろしいですか、

〔「はい」という声あり〕

○委員 施設に“いちごタウン”というのがありますが、こちらは今回の使用料の対象施設には入らないのでしょうか。

○議長 事務局。

○行財政部長 いちごタウンの場所は、いちごタウンを運営している団体に普通財産として貸し出しを行っております。施設の建築にかかったイニシャルコスト、ランニングコストとして、使用料ではなく賃料をいただいております。

○議長 設置形態が違うということで、ここには上がってこないという認識でよろしいわけですかね。

○委員 **諮問に係る資料2**の11ページに、地区センターの50㎡の会議室の2時間の使用料が200円となっていますが、安過ぎるなという感覚が1つと、もう一つは、近隣比較考慮。これで結局、最終的に決まってしまうと思います。せっかく受益者負担割合で25%とか100%にしても、近隣自治体との比較考慮を行うことで、最終的に数字は最後に決めた人の判断となるところが非常に違和感を覚えます。結局、近隣自治体の数字（金額）と一緒にするのはないでしょうか。これは多分、ほかの自治体もこのような計算式を使っているかと思いますが、この辺に違和感を覚えました。

○議長 ありがとうございます。

うなずいていらっしゃる委員の方々が何人かいらっしゃいますが、事務局で近隣自治体における使用料等の決め方を把握していらっしゃいますか。

○行政管理課長 自治体によっては、越谷市と同じように使用料に関する基本方針を定めて、それに基づいて決めているところもありますが、そういったものもないところもあります。決め方は自治体によってまちまちというのが実情です。

○委員 今の皆さんのご意見と関連しますが、300円という決め方自身に、確かに年間稼働時間というのを使っていますよね、3,900時間ということ。だけど、この3,900時間というのは、例えば365日のうち休みをとって300日と、朝8時から夜の8時まで12時間だったら3,600時間という発想だと思います。ここに稼働率という概念が入っていません。要するに常に360日毎日、朝から晩まで使われていると。民間ではこういうことはあり得ません。民間は、稼働率が70%とか、80%を掛けて算出します。極端に言うと、稼働率が50%、あいている時間と使っている時間が半分ずつということになると、使用料の300円は600円になるわけです。だから、その辺の考え方がちょっと違うのではないかという気がします。

それが一つと、今度は市を擁護するわけではありませんが、先ほどからいろいろ話が出た自治体間の使用料は、確かにばらばらです。例えば、うちの自治会では、2時間で400円です。計算例にある会議室の使用料よりずっと高いです。それに比べると、これは安いと。そうすると、同じ大沢に住んでいる人が自治会会館で暮を打つたらば2時間

で400円、公民館へ行って碁を打ったら300円だと。コストは分かるし、いろいろ差があるのは分かりますが、市民の80%までは、まず自分の市民感情ですよ。さっきのテニスコートの話もありましたが、あそこは安いとか高いとか、この辺は特に運用というか、市民活動支援課のほうでどういう活動をするのか。例えば地域の全体の防災訓練の打ち合わせをするということに使うのと、今言いましたように、カラオケだとか碁で使うときのお金を全く同一のするのか、別にするのかといった運用方法によるのではないのでしょうか。私は宇田さんの提案を聞いて、非常に難しいけれども、一つ一つの運営でやっていくしかないのではないかと感想です。

○議長 ありがとうございます。

近隣自治体調整で決まってしまうというのは、皆さんお感じのところだとは思いますが、これは、そこをどう捉えるか。これはあくまでガイドラインなので、その点は先ほどの附帯意見のような形でお願いするのか、あるいはもう少し何か厳しいガイドライン的なものをつけ加えるのかと、考え方はいろいろあるとは思いますが。

1つ聞いて思ったのは、もし、近隣に比べて高い金額を設定した場合に、ある意味ガイドラインで高くしているのでエクスキューズ（言い訳）がきくというのはあるかもしれません。越谷市としては、このカテゴリーに入るものは何%から何%だと。近隣自治体調整をいくらしても、どうしても割高になると。それは住民から言われた場合には、越谷市はこういったカテゴリーの施設については、基本的に受益者負担をこれだけ求めるとする根拠として、高い使用料をお願いするときの根拠になるとは思います。安くするのは裁量で、おっしゃるとおり安くなってしまってもいいかもしれません。

この件はいかがですか。ここは非常に大事なところだとは思いますが、近隣自治体調整で決まってしまうという、このガイドラインの位置づけ的な部分の意味合いもあると思いますが、いかがでしょうか。

○委員 そもそも論になりますが、**諮問に係る資料1**で平成17年当時のことを述べています。**諮問に係る資料3**で少子・高齢化は確実に進行していることを述べています。私もそういう部分は懸念していました。近隣自治体の数値と似たりよったりという現象が起きると思いますが、逆に高過ぎても、越谷に住もうと思う人が少なくなってしまう。越谷はいろんな使用料も手数料も高いという情報がSNSで流れてしまったら、これは大きな問題になるので、少し懸念しています。

○議長 ありがとうございます。そういうご意見も確かにあると思います。

○委員 あくまで施設を作ること自体が、市民が利用しやすいようにという目的で作ったものですので、民間と同じような極端な設定ができないのは事実だと思います。

市民が利用しやすくといっても、受益者負担がゼロはあり得ない。その観点から近隣自治体との調整、越谷市の施設と近隣自治体と全く同じでいいということではないし、越谷なりの使用料の設定をしていったらいいと感じています。

改正されたとしても、受益者負担率が極端に上がってしまう施設がある。それが基準だからそこまで上がるというのではなく、その辺は市民感情などきちんと勘案しながら進めていったらいいと思いました。

○議長 ありがとうございます。

原理原則論、ガイドラインとしての設定ですので、これは実際の使用料を決めるときには多少の変動はあるけれども、それに関しては附帯意見等で何がしかの押さえを記すというような方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○議長 各施設の負担率等についてご意見があれば承りますが、個別にはよろしいですか。おおむねよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○議長 そのほか、これだけはおっしゃりたいというのをおありでしたらお受けしますが。

○委員 改定案が施行されたときに、近隣自治体との調整によってプラス・マイナス・ゼロじゃなくて、市としてややプラス、心持ちプラスになるように、最終的に決めていきたい旨の意見とさせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

非常に大事なご意見でして、各施設所管課がそれぞれ設置管理条例で使用料を決めていくと、トータルとしてどうなるかというのは任せるとわからない部分がありますので、その辺全体を見ながら決めていってほしいというのが一つ要望としては入れておきたいところですね。ほかはよろしいでしょうか。

○委員 これはあくまでも越谷市民の受益者負担ですよ。実際は市民だけじゃなくて、市民以外の方も結構多いと思います。この割合も少し加味していただけないかと思います。

○議長 ありがとうございます。

恐らく、市民と市民以外の方というのは区分されていると思います。そういう考え方でよろしいでしょうか。

○行政管理課長 **諮問に係る資料2**の14ページの7の(1)使用料の割増等の考え方について、①市外の方の利用の項で、市外の方の料金を原則として2倍の範囲内で割増料金を設定することにしております。

○委員 今、2倍ということですが、越谷の市民感情等にしても、私がちょっと気になっているのは、春日部市の方や、川口市の方が、越谷市で活動されていて、例えば身体障がい者関係の活動、そういう方たちの負担割合というのは、チェックされているのか、それとも現実に把握できていて、例えば身体障がい者に対する助成金などが支給されてやっているのかどうか、私の範囲ではチェックできていないので、その辺も聞きたいなと思いました。いかがでしょう。

○議長 ありがとうございます。

市外の方は割増料金が適用されると思いますが、そのようなことでいいのでしょうか。事務局から何か補足はありますか。

○行政管理課長 一般的に市内というのは市内在住・在勤ということで市外の方も認めている例が多いかと思います。したがって、市外の方でも市内でお勤めの方等については市民の扱いになります。その辺の確認については、各施設の所管課で対応していますので、この場ではお答えは難しいと考えております。

○委員 春日部市は市外という部分が、そういう助成金とか、そういう部分が受けられやすいみたいな点が気になったので。

○議長 そういう話があるみたいですので、次回以降、もしそういうのがあれば、

ちょっと教えていただきたい。

○委員 今回の話の関連ですが、恐らく実際はないですよ、市民以外だから高くとるとかいうのはね。というのは今の説明のプラスで、これもまた市の援護射撃になりますが、越谷市と草加市、松伏町、吉川市などを合わせてお互いにうまくやってみようという広域行政。例えば、スポーツ設備についても、僕なんかは、俺たちは税金をたくさん払っているのだから、越谷市のほうが草加市より市民税が高いという、税金を高く払ってつくった、維持している設備だから、市外の方には高くとってもいいのではないかという話をしましたが、そのときのもう10年以上前の回答ですけど、それはお互いに持ちつ持たれつの広域行政ということで、そこまでは実際には取りづらいし、できづらいということで、恐らく今は取っていないのではないのでしょうか。越谷市に限らず、この近隣市町村で、みんな同じ扱いにしているのではないかと思います。

○議長 恐らく、5市1町の枠組みの中では、同じようにやっていらっしゃると思います。何か補足はありますか。テーマ的には、実態を調べられてからのほうがよろしいと思いますので、減免の議論の後に、その他の論点もやりますので、そのときに話をされたほうがいいと思います。今、両委員から投げかけをいただきましたので、事務局で、次回までに少し現状を把握しておいていただいて、次回、これについて議論をいただくということでいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○議長 現状をきちっと踏まえた上で議論したほうがよろしいと思います。

○議長 それでは、まだおっしゃり足りないことはあるかもしれませんが、次回、次々回もありますので、今回の受益者負担についてはここまでとさせていただき、次回は次の論点の減免、その他について議論できればと考えております。

本日は、ここまでということでご了承いただければと思います。ご協力ありがとうございました。

○行政管理課長 それでは、次回の日程についてご説明をさせていただきます。

次回は、3月25日・月曜日、午前10時から予定をしております。会場は、同じ第1委員会室です。後日、開催通知等をお送りさせていただきますので、よろしくお願い

いたします。以上です。

長時間のご審議、ありがとうございました。以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。